訪問看護ステーションアプリコット運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会医療法人大西会が設置する訪問看護ステーションアプリコット（以下ステーションという）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的および方針）

第２条　在宅で病気やけが等により寝たきりまたは認痴症、もしくはこれに準ずる状態にある者に対して、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた対象者に対して、必要な看護サービスを提供する。この事業は健康保険法、老人保険法および介護保険法の基本理念に基づき、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質確保を重視し、健康管理および全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。さらに、この事業を運営するにあたっては医療、保険、福祉等の地域関係機関との綿密な連携および調整に努めるものとする。

（名称および所在地）

第３条　ステーションの名称および所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　訪問看護ステーションアプリコット

（２）所在地　千曲市大字杭瀬下５８番地

（職種および職務）

第４条　ステーションには次の職員を置く。

（１）管理者（保健師または看護師の資格を有する者に限る）

管理者は、ステーションの管理統括業務に従事する。

（２）訪問看護師を常勤換算２、５名以上置く。

訪問看護師は管理者の命を受け訪問看護業務に従事する。

（３）事務担当者（千曲中央病院と兼務）

事務担当者は、管理者の命を受け療養費請求に関する事務のほか、ステーションの庶務にかかる事務に従事する。

（４）理学療法士等(千曲中央病院と兼務)

理学療法士等は、管理者の命を受け訪問リハビリテーション業務に従事する。

（営業日および営業時間）

第５条　ステーションの営業日および営業時間は、医療法人財団大西会の就業規程に準ずるものとのとする。

（１）営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜祭日、毎月第３木曜日、毎月第２土曜日、土曜日の午後、年末年始(12/30～1/3)、７月１日(創立記念日)および医療法人財団大西会が定めた休日は除く。

訪問リハビリについては、日曜日及び年末年始(12/30～1/3)を除く。

（２）営業時間は、平日午前９時から午後５時まで、土曜日午前９時から正午まで。

24時間常時連絡が可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第６条　ステーションの通常の事業実施地域は、千曲市、坂城町、長野市篠ノ井、長野市川中島町(今井・原・御厨)　地域とする。

（訪問看護の提供方法）

第７条　訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

（１）　利用者から訪問看護の利用を申し込まれたかかりつけの医師は、訪問看護指示書をステーションに対して交付し、それにより訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

（２）　利用者または家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。

（３）　利用者に主治医がいない場合は、ステーションの管理者から、医師会あるいは地域包括支援センター等に調整を求め、対応する。

（４）　訪問看護業務の目標を達成し、訪問看護を終了しようとするときは、主治医および利用者（家族を含む）にその了解を得る。ただし、利用者が介護保険法の要介護者等の場合は、当該利用者にかかる介護支援専門員に通知する。

（訪問看護の内容・回数と実施時間）

第８条　ステーションは、利用者に対して、次に上げるもののうちから主治医の訪問看護指示書に基づいて必要なサービスを提供する。ただし、利用者が介護保険法の要介護者等の場合は、当該利用者にかかわる介護支援専門員と十分な連携を図る。

（１）　病状・障害の観察

（２）　清拭・洗髪等清潔保持、食事および排泄等日常生活の世話

（３）　在宅リハビリテーションの看護

（４）　終末期の看護

（５）　認痴症の看護

（６）　療養生活や介護方法の指導

（７）　カテーテル等の交換・管理指導

（８）　医療器具装着者の看護

（９）　そのほか医師の指示による医療処置

２　前項に揚げるサービスは、終末期などの法令に定める場合を除き、当該利用者に対して週３日までとする。ただし、介護保険法の要介護者等への訪問回数は、当該利用者にかかわる介護支援専門員の作成する居宅サービス計画に基づく回数とする。

３　第１項に揚げるサービスの実施時間は３０分から１時間３０分程度を標準とする。ただし、介護保険法の要介護者等への実施時間は、当該利用者にかかる介護支援専門員の作成する居宅サービス計画に基づく時間とする。

（緊急時の対応方法）

第９条　訪問看護師は、訪問看護中に、利用者の病状が急変その他緊急事態が生じたときは、速

かに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2　主治医に連絡が不可能な場合、千曲中央病院の外来看護師が医師と相談し対応する。

3　看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

4　利用者が介護保険法の要介護者等の場合は、当該利用者にかかる介護支援専門員と連携して対応する。

(利用料等の徴収)

第１０条　訪問看護を提供した場合、医療保険での利用者からは、定められた一部負担金の割合に基づいて計算された金額を徴収するものとする。また、介護保険での利用者は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2　訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3　医療保険での利用者の申し出により、次の訪問看護提供した場合は、その他の利用料として、次の額を徴収するものとする。

（1）営業時間内で2時間を越える訪問看護：３０分あたり５００円

（2）営業時間外の訪問看護：３０分あたり１５００円

（3）営業日以外の訪問看護：３０００円

4　医療保険による訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合は、次の額を徴収する。

（1）ステーションから5ｋｍまで：３３０円

（2）ステーションから5ｋｍ以上１ｋｍ毎５５円増しとし上限は５５０円とする

5　介護保険による訪問看護を実施地域を越えて行う場合は、交通費として1回３００円を徴収する。

6　在宅で終末期を迎えた利用者の死後処置はエンゼルケア料金として10000円を徴収する。

7　日常生活に必要な物品の提供費用として、訪問看護に必要なオムツ等の物品を提供した場合は、実費を徴収する。

8　医療保険による利用者の利用料（基本利用料および居宅介護サービス計画に登載された訪問看護の場合の自己負担金を除く）、交通費について、支払い困難と管理者が認めた場合は、減額または、免除することができる。

9　介護保険、医療保険による利用者のキャンセル料について、次の額を徴収するものとする。サービス提供日の提供時間が午前の場合は、午前8：30まで、午後の場合は、午後12：30までに利用中止の申し出がない場合、1 提供あたりの自己負担分に交通費(実費徴収の方)を加算した額。

(虐待防止に関する事項)

第１１条　ステーションは利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものと

する。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

2　ステーションは、サービス提供中に、当ステーション従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第１２条　ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修や研究の機会を設ける。また、業務体制を整備する。

2　職員は業務上知り得た秘密を厳守する。また、職務を離れた場合でも秘密は厳守する。

3　この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は、社会医療法人大西会が定めるものとする。

4　ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間(事故・苦情・身体拘束に関する記録は５年間)保存するものとする。

附則　この規定は平成８年４月１日から施行する。

改訂　平成 26 年 4 月 1 日

改訂　平成 29 年 2 月 1 日

改訂　平成 30 年 2 月 1 日

改訂　令和 3　年 4 月 1 日

改訂　令和 5　年 3 月 1 日

改訂　令和 7　年 10 月 1 日

改定　令和 8　年 11 月 1 日